

静岡県木材協同組合連合会 木造設計支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

静岡県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）会長は、県産材製品の需要を拡大するため、木造設計支援事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、住んでよし しずおか木の家推進事業費補助金交付要綱及び県産材利用建築物設計支援事業実施要領並びにこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「木造設計支援事業」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき静岡県知事の登録を受けた建築士事務所が行う非住宅木造建築物の設計に対して補助する事業をいう。
- (2) この要綱において「しずおか優良木材等」とは、しずおか優良木材認証製品（しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品をいう。）並びに静岡県産材証明制度により産地を証明されたJAS製品及びJIS製品をいう。
- (3) この要綱において「設計業務」とは、第4(1)の補助対象とする建築物について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定に基づく建築確認の確認済証の交付を受けるまでの業務をいう。

第3 補助対象者

補助対象者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき静岡県知事の登録を受けた建築士事務所であって、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

第4 補助の対象及び補助額

- (1) 補助対象とする建築物

補助対象とする建築物は、次に掲げる要件の全てを満たす木造の非住宅建築物であって、構造計算（許容応力度計算又はそれ以上の高度な計算）を実施したものであることとする。ただし、住宅兼用施設は除くものとする。

ア 静岡県内において居住以外の目的で新設又は増改築するものであること（国及び地方公共団体の施設を除く）。

イ 構造耐力上主要な部分に木材を使用するものであること。

ウ 延床面積が200平方メートル以上のものであること（建築確認において仕様規定により構造安全性の確認を受けるものを除く）。

エ しずおか優良木材等の使用量が21立方メートル以上のものであること。

(2) 補助対象とする設計業務

補助対象とする設計業務は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 補助金交付の申込以降、採択後に設計業務契約を締結するものであること。
- イ 設計業務が、補助事業年度の2月20日までに完了するものであること。
- ウ 設計業務完了後に工事契約を伴うものであること。

(3) 補助対象とする経費の金額

補助対象とする経費の金額は、次のア、イを比較し、いずれか低い額とする。

ア 第4の(1)及び(2)を満たす非住宅建築物の基本設計及び実施設計に要する経費（諸経費を含む。）とする。ただし、消費税相当額及び次に掲げる(ア)～(カ)の経費は除くものとする。

- (ア) 設備設計費（電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等）
- (イ) 解体撤去設計費
- (ウ) 外構等周辺施設設計費
- (エ) 確認申請、工事監理、工事着手後の設計変更、工事契約に関する事務に要する経費
- (オ) その他木造建築物の設計に直接関係しない経費
- (カ) 他の事業により補助される経費

イ 木造部分の延床面積（単位：平方メートル）に1平方メートル当たり18,000円を乗じて得た額。

(4) 補助額

第4の(3)の補助対象とする経費の金額に3分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、1件当たり300万円を限度とする。

(5) 混構造の建築物の取り扱い

ア 混構造の建築物は、木造部分と木造以外の構造の部分の床面積を明確に切り分けられるものであって、木造部分の床面積が200平方メートル以上のものを補助対象とする。

イ 混構造の建築物の補助対象経費は、木造部分の設計に要する経費とする。

第5 交付の申込

第4(2)の要件を満たすことが見込まれる設計業務について補助金の交付を申込しようとする者は、交付申込書を県木連に提出するものとする。

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申込書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 補助対象経費内訳予定書（様式第3号）
- エ その他県木連が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 業務契約の報告

事業の採択を受けた申込者は、建築主と当該設計に関する契約を締結したときは、速やかに設計業務契約報告書（様式第4号）を県木連に提出するものとする。

第7 申込の辞退

次のいずれかに該当する場合は、速やかに辞退届（様式第5号）を県木連に提出するものとする。

- (1) 第4(2)の要件を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) その他の理由により補助金を辞退する場合

第8 申込結果通知の取消

県木連は、次のいずれかに該当する場合は、申込結果通知を取り消すことができる。

- (1) 申込者より辞退届の提出があった場合
- (2) 当該年度の2月末日までに第9に規定する交付申請兼実績報告書の提出がない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

第9 交付申請兼実績報告

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設計業務の完了後に交付申請兼実績報告書を県木連に提出しなければならない。

- (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請兼実績報告書（様式第6号）
イ 事業実績書（様式第7号）
ウ 木びろい表（様式第7号-附表）
エ 補助対象経費内訳書（様式第3号）
オ その他県木連が必要と認める書類

- (2) 提出期限

設計業務が完了した日から起算して15日を経過した日、又は申込結果通知のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

第10 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 県及び県木連が作成する広報媒体や県及び県木連が行うセミナー等での事例紹介（建築物の概要及び設計者の公表等）に協力すること。
- (2) その他県及び県木連が依頼する木造建築物の普及やPR等に関する事項に協力すること。

第11 請求の手続

交付決定及び額の確定を受けた申請者は、県木連に請求書を提出するものとする。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、補助金の請求及び受領に関する権限の委任を受けた当該建築物の建築主が請求書を提出できるものとする。なお、補助金の支払を受けた申請者は、当該建築物の建築主に対して補助金額を考慮した額により設計費を精算又は補助金相当額を支払いするものとする。

(1) 提出書類 1部

ア 請求書（様式第8号）

イ 委任状（様式第9号）

（補助金の請求及び受領に関する権限の委任を受けた場合に限る）

(2) 提出期限

補助金交付決定及び額の確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第12 県木連からの通知

補助金交付申込結果、不採択及び確定の通知書類

(1) 補助金交付申込結果通知書（様式第10号）

(2) 補助金交付不採択（取消）通知書（様式第11号）

(3) 補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第12号）

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

木造設計支援事業補助金交付申込書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会
会長 氏 名 様

所在地
名 称
代表者職・氏名

印

木造設計支援事業の補助金を利用したいので、関係書類を添えて申込します。

補助金交付申請予定額： 円
補助金交付申請予定日： 年 月 日

※添付書類

- 1 誓約書 (別紙様式1)
- 2 同意書・誓約書 (別紙様式2)
- 3 事業計画書 (様式第2号)
- 4 補助対象経費内訳予定書 (様式第3号)
- 5 設計業務の見積書 (任意様式)
- 6 位置図 (5万分の1程度の地図に建築予定位置を記載)
- 7 建築士事務所登録 (更新) 通知書又は登録証明書 (写し)

別紙様式 1 (用紙 日本産業規格A 4 縦型)

誓 約 書

当社（私、当団体）は、下記 1 に掲げる事項を誓約します。また下記 2 の(1)から(3)に掲げる事項のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助金の交付について

補助金の交付を受けたときは、当該建築物の建築主に対して補助金額を考慮した額により設計費を精算又は補助金相当額を支払いする

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)関係

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 代表者が暴力団員等(暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏 名 様

年 月 日

(設計者)

所在地

名 称

代表者職・氏名

印

別紙様式2 (用紙 日本産業規格A4縦型)

同意書・誓約書

当社（私、当団体）は、木造設計支援事業補助金について、下記の事項に同意します。

また、補助金が交付された場合は、当該建築物の建設にあたり、申請内容に則してしずおか優良木材等を使用することを誓約します。

記

- 1 木造設計支援事業補助金の申込をすること
- 2 申込後に、交付要件を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の交付を辞退すること
- 3 県及び県木連が作成する広報媒体や県及び県木連が行うセミナー等での事例紹介（建築物の概要及び設計者等の公表）に協力すること
- 4 その他県及び県木連が依頼する木造建築物の普及やPR等に関する事項に協力すること

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏 名 様

年 月 日

(建築主)

所在地

名 称

代表者職・氏名

印

事業計画書

申込者 (設計者)	住所	〒	
	(ふりがな)		
	名称		
	代表者職・氏名		
	責任者・作成者		
	電話番号		
	建築士事務所登録番号	静岡県知事登録 () 第 号	
建築主	住所	〒	
	(ふりがな)		
	名称		
	代表者職・氏名		
	電話番号		
建築物の概要	建築物名称		
	建設場所		
	都市計画法上の用途及び地域区分		
	建築物の用途		
	構造	造 階	
	延床面積	m ²	
	木材使用量 (見込)	m ³	
	うち、しずおか優良木材等使用量(見込)	m ³	
	建設工事予定時期	年 月(着工予定) ~ 年 月(完成予定)	
設計業務概要	設計業務契約予定時期	年 月	
	設計業務完了予定時期	年 月	
	契約予定額 (総額)	円(税抜)	見積書のとおり
	補助金交付申請予定額	円	下記①と②のいずれか低い額×1/3 (上限300万円、千円未満切捨て)
要綱第4の(3)アの経費額	① 円(税抜)	補助対象経費内訳書のとおり	
要綱第4の(3)イの算出額	② 円	延床面積(m ²)×18,000(円/m ²)	
他の補助金の活用予定	無 ・ 有	※有の場合は補助金名称を記載	

(注) 補助対象経費内訳書(様式第3号)及び見積書(写し)を添付すること

補助対象経費内訳（予定）書

区分	項目	(予定)金額(円)※ 税抜	備考
(A) 補助対象経費	【記載例】		
	基本 直接人件費		
	意匠 直接人件費		
	構造 直接人件費		
	諸経費(直接経費・間接経費)		
	〇〇費		
		(A)の合計	0
(B) 補助対象外経費	(記載例)		
	設備設計費		
	解体撤去設計費		
	外構等周辺施設設計費		
	確認申請費用		
	工事監理費用		
	諸経費(直接経費・間接経費)		
	〇〇費		
		(B)の合計	0
(C) 設計費総額	(A) + (B)	0	

(注) 補助対象経費は、交付要綱第4の(3)に記載のとおり。

項目欄は、上記の記載例を参考に見積書の項目等にあわせて適宜区分して記載すること。
 諸経費（間接経費等）が補助対象外経費分も含めて見積書に一括計上されている場合は、
 補助対象経費分と補助対象外経費分を区分して記載すること。

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

設計業務契約報告書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会
会長 氏 名 様

所在地
名 称
代表者職・氏名 印

木造設計支援事業の補助金について、下記のとおり設計業務の契約を締結したので報告します。

記

- 1 申込結果通知番号 第 号
- 2 契約日 年 月 日
- 3 契約額 円

※添付書類
・契約書 (写し)

様式第5号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

辞 退 届

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会
会長 氏 名 様

所在地
名 称
代表者職・氏名

印

木造設計支援事業の補助金について、下記の理由により辞退します。

記

1 申込結果通知番号 第 号

2 理 由

様式第6号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

補助金交付申請兼実績報告書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏 名 様

所在地

名 称

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で申込結果通知を受けた木造設計支援事業の補助金について、関係書類を添えて申請及び報告します。

補助金交付申請額： 円

設計業務完了日： 年 月 日

(確認済証の交付日)

※添付書類

- 1 事業実績書 (様式第7号)
- 2 木びろい表 (様式第7号-附表)
- 3 補助対象経費内訳書 (様式第3号)
- 4 実施設計図 (配置図、平面図、立面図、伏図、断面図)
- 5 構造計算書
- 6 建築確認申請書 (写し)
- 7 建築確認済証 (写し)

様式第7号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業実績書

申請者 (設計者)	住所	〒	
	(ふりがな)		
	名称		
	代表者職・氏名		
	責任者・作成者		
	電話番号		
	建築士事務所登録番号	静岡県知事登録 () 第 号	
建築主	住所	〒	
	(ふりがな)		
	名称		
	代表者職・氏名		
建築物の概要	建築物名称		
	建設場所		
	都市計画法上の用途及び地域区分		
	建築物の用途		
	構造	造 階	
	延床面積	m ²	
	木材使用量 (計画)	m ³	しずおか優良木材等供給予定者
	うち、しずおか優良木材等使用量(計画)	m ³	
建設工事予定時期	年 月(着工予定) ~ 年 月(完成予定)		
設計業務概要	設計業務契約 年 月 日 日	年 月 日	
	設計業務完了 年 月 日	年 月 日	
	契約額(総額)	円(税抜)	契約書等のとおり
補助金交付申請額 (申込結果通知の額以内)	円	下記①と②のいずれか低い額×1/3 (上限300万円、千円未満切捨て)	
要綱第4の(3)アの経費額	① 円(税抜)	補助対象経費内訳書のとおり	
要綱第4の(3)イの算出額	② 円	延床面積(m ²)×18,000(円/m ²)	
他の補助金の活用予定	無 ・ 有	※有の場合は補助金名称を記載	

(注) 補助対象経費内訳書(様式第3号)及び契約額内訳がわかる資料を添付すること

木びろい表

区分	名称	樹種	長さ (m)	断面寸法 (cm)		単材積 (m ³)	しずおか優良木材等	
				縦	横		数量 (本・枚)	総材積 (m ³)
構造材								
構造材 計								
造作材 (内装材等)								
造作材 計								
合 計								

様式第8号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

請 求 書

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定及び確定を受けた木造設計支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏 名 様

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

口座振替先金融機関名

口座種別 No

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

委 任 状

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会
会長 氏 名 様

（設計者）

所在地

名 称

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定及び確定を受けた木造設計支援事業の補助金の受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

記

（建築主）

所在地

名 称

代表者職・氏名

第 号
年 月 日

補助金交付申込結果通知書

様

静岡県木材協同組合連合会
会長 氏名 印

年 月 日付けで申込のあった木造設計支援事業補助金について、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 申込結果： 採択
- 2 補助金交付申請予定額： 円を上限とする
- 3 留意事項
 - (1) 業務契約の報告
建築主と当該設計業務の契約を締結したときは、速やかに設計業務契約報告書（様式第4号）及び添付書類を県木連に提出すること
 - (2) 申込の辞退
次のいずれかに該当する場合は、速やかに辞退届（様式第5号）を県木連に提出すること
ア 要綱第4(2)の要件を満たさないことが明らかとなった場合
イ その他の理由により補助金を辞退する場合
 - (3) 交付申請兼実績報告
設計業務が完了した日から起算して15日を経過した日、又は2月末日のいずれか早い日まで
に交付申請兼実績報告書（様式第6号）及び添付書類を県木連に提出すること

担 当
電話番号

様式第11号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

補助金交付不採択(取消)通知書

様

静岡県木材協同組合連合会
会長 氏 名 印

年 月 日付けで申込のあった木造設計支援事業補助金について、下記の理由により不採
択(取消)となったので通知します。

記

不採択(取消)理由	
	補助金交付申込の書類審査による (内容:)
	補助金交付申請兼実績報告書の書類審査による (内容:)
	その他による (内容:)

担 当
電話番号

様式第12号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

補助金交付決定及び額の確定通知書

様

静岡県木材協同組合連合会
会長 氏名 印

年 月 日付けで申請及び実績報告のあった木造設計支援事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定し、額を確定する。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 県及び県木連が作成する広報媒体や県及び県木連が行うセミナー等での事例紹介（建築物の概要及び設計者の公表等）に協力すること
 - (2) その他県及び県木連が依頼する木造建築物の普及やPR等に関する事項に協力すること

担 当
電話番号